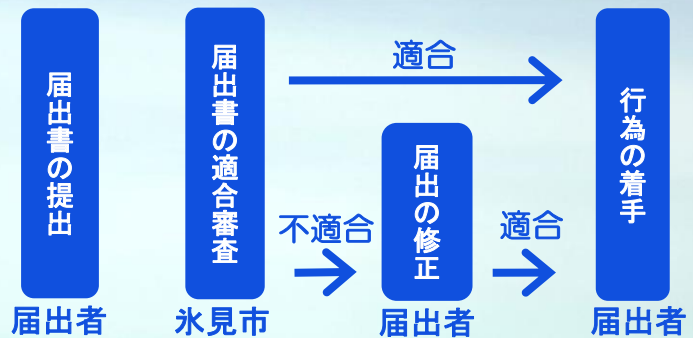


【届出対象行為】※これまでの富山県景観条例に、太陽光発電設備が新たに加わります

| 行為の種類 | | 届出が必要な行為の規模 | |
|------------------|-----|--|---|
| 建築物等の新築・移転・増築・改築 | 建築物 | ・高さ20m超 又は 建築面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の建築面積が150㎡以下のものを除く。) | |
| | 工作物 | ①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物 | ・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。) |
| | | ⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物 | ・高さ30m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。) |
| | | ⑦垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物 | ・高さ5m超、かつ長さ10m超 |
| | | ⑧観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑩自動車車庫の用に供する立体的施設 | ・高さ20m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。) |
| | | ⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設 | ・築造面積1,500㎡超 (増築又は改築に係る部分の築造面積が150㎡以下のものを除く。) |
| | | ⑬太陽光発電設備その他これらに類する工作物 | ・設置面積50㎡超 |
| | | 建築物等の外観の変更 | ・届出対象行為に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更 |
| | | 開発行為 | ・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超かつ長さ10m超の法面が生ずるもの |
| | | 土地の区画形質の変更(水面の埋立て及び干拓を含む) | ・行為に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超かつ長さ10m超の法面が生ずるもの |
| | | 屋外における物品の集積又は貯蔵 | ・行為の用に供される土地の面積3,000㎡超かつ集積又は貯蔵の高さ3m超 |
| | | 鉱物の採掘又は土石の類の採取 | ・行為による地形の変更に係る土地の面積3,000㎡超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの |

【届出の流れ】

これまでは氷見市に届出をし、富山県景観条例に基づき富山県が審査をしておりましたが、10月1からは氷見市に届出をし、氷見市景観条例に基づき氷見市が審査を行います。



条例に関する詳細は、氷見市都市計画課へ

TEL 0766-74-8078 FAX 0766-74-8104 E-mail toshikeikaku@city.himi.lg.jp

